

神戸地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日時

平成25年2月19日（火）午後3時から午後5時10分まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

清原桂子，杉本直己，大同章成，辻本利雄，富田善範，中浜宏章，南部真知子，仁田裕也，野崎弘，野原神川，森川憲二，村田泰男，安井宏，山本孝子（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

横田勝年，塩山孝三，黒藪雅弘，北村善和，永井佳代子，川嶋久美子

（民事調停委員）

細田一暉，塚本ゆかり

（庶務）

油谷和夫，石川浩洋，中村壽章，濱田竜也，高崎修

4 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

(1) 委員の交替（退任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，平成24年12月31日付け退任の田中昌利委員及び中内仁委員，新任委員として，平成25年2月1日付け就任の野崎弘委員及び村田泰男委員の紹介があった。

(2) 委員長代理の指名

田中昌利委員の退任に伴い空席となっていた委員長代理について，各委員了承の上，委員長が清原桂子委員を指名した。

(3) 民事調停制度等についての意見交換

◎ 本日のテーマである民事調停制度及びADRについて若干の説明を行うと、司法制度改革の一つとして、裁判外で紛争を解決する制度、すなわち、民間においても紛争を解決する制度を導入するためにADR法が制定され、平成19年以降法務省でADR機関の認定作業が行われることとなった結果、弁護士会、司法書士会及び社会保険労務士会といった団体もADR機関を設けるに至っている。

一方、裁判所では、関東大震災直後に設けられた民事調停制度があるが、実はこの制度は90年の歴史がある。

そこで、今回は裁判所で運用されている民事調停制度をテーマとし、次回には各種ADR機関の中から、いくつかのADR機関に委員会に来ていただいております。お話を聴きし、紛争を解決するために一般市民がどうすれば容易に申立てができるかの、司法アクセスについて広く議論していただこうと考えている。

それでは、調停はどのように行われているのかを実感していただくため、今から模擬の調停期日を演じさせていただくが、より実際の調停期日に近づけるため、調停委員は現役の調停委員に、調停主任も現役の簡易裁判所判事に演じていただくこととする。

その後、民事調停制度の説明を交えながら民事調停制度に対する理解を深め議論いただきたい。

(模擬調停の事案概要)

申立人が普通乗用車を運転し青色信号に従って直線道路を進行していたところ、同じく普通乗用車を運転していた相手方が対向車線から交差点で右折を開始したため両乗用車が衝突した交通事故に基づいて、申立人が乗用車の修理費用及び車内で破損した物品の費用を請求している事案である。

○ 今回の模擬調停では、申立人や相手側は交互に衝立の裏で待機していたが、実際には同じ部屋にいるのか。

● 申立人待合室と相手方待合室を設けているので、同じ部屋で待っていただ

くことはない。

◎ 当事者同士いろいろ複雑な事情もあるので、必ず双方の待合室等に戻っていただき話をしている。

○ 今回の模擬調停はとんとん拍子に調停が成立した感があるが、申立人の立場に立つと、2割も過失が認められたらかなわないと感じた。

大体で結構だが、調停は何回くらい行われて成立することが多いのか教えてほしい。

● 一般的に3回程度で成立するよう目指し、実際に3回でかなりの割合で成立している。調停が成立する割合は大体5割くらいだと思っている。

調停期日の1回目に当事者の事情をかなり聴くが、相手に対する不満が相当多いので、それに対する事情聴取に非常に時間が掛かってしまい、1回目はそれだけで終わることが多い。その後、双方の接点を見いだすことができ、次回の予定を説明をすることができれば、3回程度での成立を目指せるが、事案によっては、そうスムーズにいかず相当ぎくしゃくすることもある。

○ 私は、申立人の過失割合が2割であるところにこだわってしまい、どう状況を考えても右折した車が相当に責任があるように思ってしまう。交差点内の事故は2割というフィックス（注釈：定着）した考え方があるのか。

◎ 今回は申立人の過失割合は2割であったが、私は過去に交通部で事件を扱っていたことがあり、その際は7対3であった。

なぜかと言うと、直進車といえども、対向車が曲がってくれば分かるはずで、減速する義務がないとまでは言えず、対向車が曲がってくるのではないのかと予想をしながら、交差点には減速して入る注意義務はあると考え、それが2割とか3割の過失割合になっている。

○ 本人の交通費は別として、申立てに掛かった費用は大体どれくらいなのか。

● 今回の請求金額は50万円であったので、手数料として収入印紙2,500

0円と手続費用として1,000円弱の切手が必要となる。

○ 意外に安いと感じたが、請求金額によって決まるのか。請求金額の何割と決まっているのか。

● 事前にお配りしている「ご存知ですか簡裁の民事調停」の7ページ（以下のURLで参照できる。http://www.courts.go.jp/kobe/vcms_1f/test06.pdf）に請求金額に応じた手数料の額が掲載されている。

◎ 正式の裁判を申し立てる費用の半額程度である。

○ 壺の領収書があるのに調停委員がさじ加減で購入金額の5割とするのは、私には納得がいかなかった。

● 今回の模擬調停ではすぐに決めてしまったように見えるが、実際には調停委員と裁判官がいろいろな角度から議論をしている。

物であれば10年たてば価値は10分の1になるとか、品物によっていろいろな評価の仕方があり、このケースの場合は、特殊な壺であるとの説明があったので半額とした。

◎ 中古価格が分かるもの、例えば車などは現在の価格が分かるし、原価償却が決まっているものはそれを参考にするが、今回の壺などは価値判断が難しいと考える。

本人に思い入れがある物品については双方の言い分を聴いて、相手方の気持ちも考えて金額を決めることになる。

○ 調停の成立状況について、先ほど5割の調停成立との説明があったが、残りの5割はどのようなようになるのか。

また、3回の期日で調停成立を目指すと言われたが、実際には3回以上となることもあると思う。平均して何回くらいで成立しているのか。

● 平均となると難しいが、3回以上掛かることの方が少ない。通常の調停であり、特に交通関係の調停で、後遺障害について異議申立てがあるなどの特殊な事情がなければ、通常3回程度でほぼ成立している。

◎ 調停が不成立になった事案が実際に裁判になったかどうかのデータはあるのか。

● 調停が不成立になった後、いずれかの裁判所に申立てが行われているかどうかとの追跡調査までは行っていない。

○ 私は、申立代理人の立場で簡易裁判所に申立てを行っているが、今日の話の中で、取下げ等も含めてのことだと思うが、全体の90パーセント以上が3か月以内の短期間で解決されると聞いて驚いた。

調停のメリットとして、裁判であればAさんとBさんの間で所有権に基づく建物の明渡し、共有物の分割、滞っていた賃料の配分などいろいろな請求があって、一つ一つを裁判にするとその紛争だけで5件や6件もの裁判になってしまうが、調停だとそれをトータルに解決することができる。

調停の大きな機能は、紛争の中味は多様であり問題点が多ければ時間が掛かることもあるけれども、総合的に、かつ、当事者の調整を図り解決できる重宝な制度だと思う。

○ 離婚とか不動産とかいろいろな種類の調停があると思うが、どのような種類の調停が一番多いのか。

(この後、神戸簡易裁判所上席裁判官から民事調停制度について説明が行われた。)

○ 調停の事件数は、全国だけでなく兵庫県も平成15年からかなり減っている。調停は司法アクセスの向上を目指す制度であると言われる割にはアクセスできていないのではないかと考えるが、減っている原因は何だと考えているのか。例えば、先ほど交通関係の模擬調停を見たが、私たち市民は、交通事故の関係で調停は利用しないのではないかと考える。先ほど横田裁判官の話の中にもあったが、保険会社が行うなら分かるが、市民が裁判所まで行って調停で金額を決めるケースはとても少ないのではないかと考える。

市民がそのような制度があるのを知らないのか、それとも知っているけれども利用しないのか、日本語に裁判沙汰という言葉があるが、「何々沙汰」を嫌うの

で行きたくないから、保険会社に任せておこう、任せておけばいいと思い、実はそのような制度があるのは知っているけれど使っていないのかなと思う。

では、この調停事件の件数が減っている現状に対して、どのようにすればもっと調停の利用が進むのか、一方で裁判員制度では裁判への市民参加が進んでいるのに、調停では逆行している事態になっているので、それについてどう思われているのかをお聞きしたい。

- ◎ 委員の今の発言は、今日の裁判所側の最大の問題であり、裁判所も分析はしているが、是非ほかの委員の方からも意見を伺いたい。

統計数値がこれだけ減ってきていることについて、裁判所の解釈を説明してほしい。

- 交通事故の関係の紛争処理については、損害保険会社が出資している自動車事故紛争処理センターの取扱件数が約60パーセント、裁判所が25パーセントで、弁護士会のADR機関が15パーセントであり、裁判所の倍以上が損害保険会社出資のADR機関で紛争処理が行われている。

この点については、裁判所をもう少し利用していただきたいので、いろいろ検討中ではあるが、事故が起こると損害保険会社が被害者等にその後の処理をどうしたらいいのかを説明をしており、そこでは裁判所の調停についても少しは触れられているものの、自動車事故紛争処理センターに話をされたらどうかと説明されているので、そちらの方が当事者の目に留まることになっていると考える。

裁判所は全国の438か所に調停を申し立てる場所があるが、自動車事故紛争処理センターは全国に10か所である。知っていただく努力は今後とも続けていくが、遠いところの被害者の方には、もっと民事調停制度を利用していただければと考えている。

- ◎ 特定の金融機関から借りた債務を処理する特定調停事件の件数を除く通常の民事調停事件の件数は、あまり変化がないのが現状である。すなわち、特定調停事件は、これまで簡裁で大量に処理してきたが、過払金訴訟という、払い過ぎた

利息を返してもらうという訴訟が盛んになった結果、特定調停制度ではなく、裁判でそれを処理することが平成21年をピークに上昇し、それまで特定調停制度が担っていた債務処理が不当利得、過払金返還請求事件に移ってしまったので、急激に特定調停の事件数が減ったと考えられる。しかし、その他の民事事件はほとんど件数に変動はなく、結果的に全体の事件数は激減しているが、事件の種類によっては減ってはいないのである。

- 裁判所の調停のメリットとデメリットについて、私が個人的に感じていることを申し上げる。私が法律相談に出席した際には、市民の方々が紛争になれば、まず簡易裁判所に調停を申し立てたらいかがですかと積極的に勧めるようにしている。

市民の方々が法的な紛争に対応しようとする時、弁護士や難しい裁判だとか費用のことも含めて抵抗があるが、調停は本人が申し立てて相手方も本人が対応し、専門家の助力なしでも自分の気持ちを調停委員に伝えて理解してもらい、アドバイスもいただけ、相手の説得もしてくれるメリットがあり、裁判をちゅうちよされている方には例外なく調停を勧めるようにしている。

デメリットについては、調停は相手方が出頭しないと手続自体が成立しないということである。この点に関して、相手方の住所地が特別な場合以外は、相手方の住所地にある裁判所に申し立てることとなるが、私ども代理人がついて調停をしようとしたとき、相手が東京や九州にいるとなれば、まず調停はしないことになる。

調停はどこで調停手続ができるかが非常に重要であるが、現実には法改正含みの話になり、現実的には対応しきれない。調停のそもそもの出発点として、関東大震災の際に1万数千件の調停が行われ、現地に調停委員の方々が出かけて行って、被災者双方の話を聴いたりし、非常に臨機応変にニーズに応える行動をされ、爆発的に調停事件が増えた経緯があり、市民のニーズに応えるには、今の調停制度でどこまでできるのかが課題だと思う。

もう一点、調停制度だけではなく、裁判にしても、ADRにしても専門性の問題もある。調停に関して言えば、医療の問題や建築紛争等の調停であるとか、鑑定士の鑑定がどうしても不可欠な事案の際に医師が調停委員であったり、一級建築士が調停委員であったり、不動産鑑定士が調停委員であったりすると話が非常に分かりやすく説得力もあるので解決しやすいと考える。

裁判所も専門性については随分配慮しているとは思いますが、今後の課題でもあると思う。

- 私は県で消費者問題だとか、様々な家族の問題を担当してきたので、調停制度については、申立てに要する収入印紙等の手続費用を含めても非常に安く、とても良い制度だと思っているが、こうしたことは知られておらず、調停制度の権限についても、確定判決と同様の効力があって、強制執行さえできる権限を持つことや、調停委員が非常勤の裁判所職員であることや、民事調停や家事調停の区別も一般には知られていない。

市民の方々が調停と聞くと、離婚の調停がすぐ頭にひらめき、どこかの離婚調停の際に「妻であるあなたが我慢しないといけない。」と言われたらしいとか、そのように言われるらしいとかが噂されるなど風評被害を受けており、調停は市民からは遠いところにあり、別世界のことで垣根が高いと感じられていると思う。

私は、復興庁の復興推進委員として東北の被災地にも入り、阪神淡路大震災のときは復興担当の部長をしてきて感じていることは、災害が起こった際は、地盤が動いたことによる境界線を巡るトラブルや、東日本大震災では、かさ上げをしたり移転をしたりしないといけないのに、まだ全然名義の変更等ができておらず何代も前のおじいさんの名義であったり、相続人がたくさんいたりして困っている現状がある。東北の人は我慢強く、我慢しながらも状況はどんどん悪化しているので、調停制度について一番に周知すべきは、中間段階の方々であり、復興相談員のような仮設住宅を全戸訪問するような方々、福祉の関係で間に立っている

民政委員の方々などインターメディアリー（注釈：仲介者、中間的な組織）などところで、公的な部署と市民県民との間で活動されている方々に調停制度を周知しないといけない。

県の情報誌でいろいろな情報を周知しようとするものの、なかなか周知できない状況であるが、阪神淡路大震災の際は生活保護相談員を被災者の中から採用し、この方々を通じて周知するのが非常に効果があった経験があり、やはり口コミが一番周知できると考えるので、市民県民と近い中間的な役割を果たす方々に調停制度を周知徹底して、口コミで広めていくことが必要だと感じた。

また、それだけではなく、広く周知していくことも必要なので、県や市町の情報誌の活用や新聞やテレビなどのメディアの活用及び協力、行政が行う各種講座、消費生活センター、男女共同参画センター、生活創造センター、福祉センターなどいろいろなところがいろいろな講座を行っているので、それらの講座の最後の3分間にでも調停制度について口頭で解説することも良い方法だと思う。

- 私は書道の先生をしていて、子供たちが税関のことを知るのは少し早いとは思いますが、夏休みになると毎年税関のコンクールに参加していて、子供たちは「税関、税関」とよく言っている。

子供に税関はどうかと思うが、小さい頃から親しむと、税関について疑問が生まれ、それに対してこちらから教えたりしている。

私は、今回の模擬調停は結構おもしろかったので、裁判所も小学校に行って模擬調停等を行い、小学生に見せるのも良い方法だと思う。

また、小学生だけでなく、父兄の方が来られるときもあるので、例えば参観日などで小学校の講堂で模擬調停を行い、調停ではいろいろな紛争を解決してくれるのだと知らせるのも良い方法ではないかと思う。

- ◎ 小学校高学年から中学生を対象とした法教育が本格的に始まるが、これから中学生は、模擬の裁判員裁判を行う話になっていて、その一環で法廷見学も増えているので、模擬調停を見せるのも十分考えられる。

○ 広報の方法として、どのような制度かを知らせるのに、県の広報誌に載せるのは非常に大事なことだと思うが、マスコミの立場から言わせてもらおうと、制度だけではなく、調停では現在どのような事件が扱われているか、もちろん守秘義務もあるので、どこの誰がとの情報までは必要ないが、例えば、傾向としてこのような事件が多い、具体的にこのようなことが解決に至ったとのケーススタディを紹介していただくとニュースとして取り上げやすく、昨年が調停制度90周年だとは存じ上げなかったが、そのような際に具体例を持ってきていただくと非常にありがたい。

○ 私は婦人団体協議会に属しており、生きがいデイサービスも行っており1か月に500人近い利用者に対し食事等のお世話をしている。先日も、成年後見人制度について家庭裁判所から話をしてもらったところ、認知症の方は非常に増えてきているのに、ほとんどの方が成年後見人制度を知らず、そのような制度があるなら認知症になる前に成年後見人を付けたいと言われる方がたくさんいた。

私たちは政治講座を行っていて、消費者学級も行っているので、講座のうちの3分間だけでも裁判所ではこのようなことを行っていると口頭で伝えるのが有効だと思う。

先日の成年後見人制度の講義では、最高齢90歳以上、平均年齢80歳前後の方々が参加していて、明日も行うことになっているが、今日聞いた話をお知らせしようと思っている。

やはりメディアも大事だが、ロコミが一番よく分かっていただけなので、私ども婦人団体協議会としても何か資料をいただければと思うし、会長会にも来ていただいて話を聴かせていただきたい。

◎ ぜひ、どのような講座が行われているかを教えていただきたい。

どのようすれば取り上げてもらえるか、需要の関係を考える必要があると常々考えている。

○ 私個人の考えとして、調停に限らず争いがあったときに弁護士に知り合いがい

ないなど、助言をいただける方がいない普通の人には、どこに行っても相談をすればいいのだろうかともまず考える。

企業には顧問弁護士などいろいろな人がいるが、個人では一生のうちで初めての争いに遭遇したときにどうしようかと考えた際、本当にどこに行ったらいいかわからないのが現実の姿だと感じる。

弁護士に相談すると1時間にいくらかの費用が発生するだろうし、もっと気楽に争いを解決したいときに、例えば、地裁などの相談の係に行くと、こういう問題があるがどうしたらいいでしょうかと問えば、それだったら調停をなさいますか、あるいはこちらに下さいますと言ってくれる相談窓口を充実していただくと、一般の方はどのような形で進めたらいいのかが分かる。裁判所は一般的にはいかめしいと思われがちだが、穏やかに優しく教えてくれる場所を作っていただければありがたい。

- ◎ 弁護士会でも悩みの種だと思うが、弁護士会は法律相談を開いているが相談者が減ってきている。一番アクセスがあるところがそうになってしまい、一般の人にはどこに行くのかが案外分かっていない。

そこで、神戸市はたくさんの相談窓口を持っているので、どのような需要があるのかや、一般の人にはどこにアクセスし、どのような形で紛争を解決するのかを、場合によっては神戸市等の担当者に委員会に来ていただいて実情を聴いてみたい。

弁護士会もこの辺は切実だと思うので、裁判所にとっても考えて行かなければいけないなと思っている。

- おそらく市民の方々が法律的な相談をしたいと思ったら、一番行きやすいのは市役所や区役所の法律相談が圧倒的だと思う。無料であるし、私たちが法律相談で行くと予約が埋まっていて、ニーズは結構高いと思う。

今後検討されると思うが、市民の方とはとにかく無料で気楽に相談できる場所に行くので、そこでどのようなアドバイスがされているのかを知り、調停等の重要

性を無料法律相談の場面で流布してもらえよう、裁判所から働きかけることが必要だと思う。

- ◎ 裁判所の悩みは、一般の方は具体的事案についてどうしたらいいかを聞きたがり、裁判所であれば当然そういったことは教えてくれるだろうと思って来られるが、裁判所としては、必ず相手方がいるので、相談してきた方にだけ有利な話をすると裁判所の立場を危うくすることになる。一定の範囲以外は、簡裁の窓口もそうだが、それは言えないこととなり「それは弁護士に相談に行ってください。」と話す、裁判所はたらい回しにするとおっしゃるので、無料法律相談で「裁判所に行ってみたら」とおっしゃれると、裁判所が困ることになる。

調停は相手が出てこないとおっしゃるが、裁判所から来てくださいますと、裁判所外の民間の機関が同様に言うよりは出て来てもらえるとおっしゃっていて、調停の不出頭率はそれほど高くないとおっしゃる。

- 第1回調停期日に来られなかった場合でも、そこで終わるのではなく、もう1回呼出しをして終わらしましょうとなり、2回目に来られたりすることもあるので、本当に来てくれなくて調停が終了することはそう多くないとおっしゃる。

- ◎ そこが、裁判所を利用する強みであり、相手が来てくれれば裁判所は解決案を示すことができる。調停のメリットは相手呼び出して、話合いの場に来てもらい、話合いができるかできないかを見極めることにもある。

裁判所としては、とりあえず申し立ててほしい、一人で悩んでいてもしかたがないでしょう、相手呼んで初めて解決するのですからと説明するのが良いのかなとおっしゃる。

相手方も現地の裁判所でないと行かないだろうし、遠方には来ないだろうという問題はもちろんあるが、非訟事件手続法の改正により遠隔地で過去にはできなかった電話による話合いも不可能ではなくなったので、運用をこれから考えていかなければならないとおっしゃる。

- 調停の相手方が出てこないのはなぜなのか。私は双方が合意して調停が行われ

ると理解していた。

◎ 大抵は出てきた上で、なぜ私がここに呼びつけられなくてはいけないのだとの話になるが、調停手続に乗ること自体拒否し、呼出しがあっても行かない、なぜ行かなくてはいけないのだと思っている当事者もたくさんいる。

● 紛争になっているのは、結局相手方の対応に対する不満なので、相手方に対して言いたいことがあるが、相手が取合わないという場合、大体初日は相手に対する不満を吐き出すことになる。裁判所へ調停を申し立てられたとの不満がほとんどであるが、いざ調停で解決したいかと聞くと、ほとんど9割の方は解決したいと答え、当初の不満をしっかりと聞くと、裁判所はちゃんとやってくれるんだとの印象を持ち解決に向かうことになる。

◎ 一般的な民事調停制度の説明以外にも、メリットについても説明しなければいけない。

どこにメリットがあるかを利用者に説明して、分かってもらえればもう少し調停を利用しようと思ってもらえるのかなと思っている。

○ 裁判員裁判がテーマの際も相対的だなと感じたが、前例があって大部分の皆さんが合意できる話ならば調停が成立するだろうが、これからは色々と想定外の事案が起こると考える。

我々の時代の進歩は、明治時代と比べれば速く、もっと先の時代は今よりももっと速いのだろうと思える。例えば、私が携わっている医療関係でも、先ほどの模擬調停のように、想定外のことがいろいろと出て来たときに一体どうやって対応するのだろうか。昭和の時代は過失割合が3割7割だったが、今は2割8割というように過失の度合いが変わった程度だったらまだいいが、まったく価値判断が難しくなってしまった時代に、大衆相手に合意ができるような調停ができるのだろうかと思う。

◎ 民事紛争の解決の在り方は、裁判所に判断してもらうものと、自分で決めるものとの二つがあり、決めてもらって不満が残るより自分で決めた方が良いでしょう。

うと言うのが民事調停制度であり特徴でもある。

自分で判断するのがどうしてもいやだと言う方ももちろんいるわけで、難しいから裁判所に判断してほしいと言う方もいるので、これは選択の余地のある話である。

- 相手方に対しての呼出しには強制力はないのか。
- ◎ ないわけではなく、正当な理由なく出頭しないときは過料の制裁を課することができるが、そのようなことをすると話し合いが難しくなるだろうと考えるので、実務的にはそこまでしていない。
- 相手方になる方は、何らかの問題やリスクを内在している方が多いと思う。訴訟の場合は呼出しに応じないと強制的に判決が出るが、訴訟ではないので強制力はないとの知識が相手方にあった場合は、調停に出ていかななくても過料だけで済むと考え、呼出しに応じないなどが想定されるので、それらを改善できれば、調停制度の効果が上がるように思う。
- ◎ ほとんどの方が出てきてくれているのが現状だが、家事調停ですらなかなか出てこない方もいる。出てこない方をどうするかは現実的な悩みとしてある。
- いろいろと民事調停制度のピーアールの話が出ていたが、制度論としては、遠隔地の場合になかなか申立てできない点について、裁判では移送の制度があるので、なんとか中間地ぐらいに申立場所を設けられないのかなと思う。

今日皆さんの意見を聞いていると調停は非常に良い制度だとの話が多く、私も法律相談に出向いた際は、調停されたらどうですかと話をしたが、そう言いつつも、私が法律の勉強を始めた頃は、調停はあまり良くない制度だと言うのが一般的な理解であった。どうしてかと言うと、その当時、日本の近代化が進んでいなかったので、社会は親分子分の関係でできていて、権利意識の育成に有害だと、これは有名な先生が言われていて、私たちは一般的にそう思って育ってきたが、ただあれから何十年か経ち、今日の話を知っていると、日本の社会も相当に民主主義化、近代化したのだらうなどの感想を持った。

◎ 今の時代は、「お互いに譲るのが調停である。」では説得ができず、この場合は、このように解決されるのが制度であり、あなたの言い分によれば大体こうなると示して始めて納得してもらえ、双方からなるべく資料を出してもらい、裁判に近づける形で調停案を提示することで納得してもらえる方向に変わってきている。

過去の調停では事実認定を無視してお互い譲れるかどうかと調停委員も言っていたが、既にそのような時代ではなく、権利意識は高まり、インターネットで大抵の情報は入手できる時代であり、紛争についても自分で決断していく時代となり、その要望に応えるのが民事調停制度だと理解している。

5 次回の議題

ADR一般及び司法アクセス

6 次回期日

平成25年7月16日（火）